

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

熊本市長

市町村名 (市町村コード)	熊本市 (43100)
地域名 (地域内農業集落名)	山本地区 (味取、山本、内、清水甲、清水乙、色出)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年2月3日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・農業者の高齢化や担い手不足により、遊休農地の更なる増加が懸念されることから、持続的に農地の利用を図りつつ地域の活性化を進めるためには、新たな担い手を確保・育成する必要がある。

・担い手の大部分が施設園芸栽培を行っているが、家族経営が多いことから、これ以上、規模拡大するのは困難な状況で、土地利用型を中心とした担い手確保や、営農組織の設立も難しい状況である。

・開田組合のボーリング施設が老朽化し、維持管理していくことが困難な状況である。

・機械・施設の老朽化、鳥獣被害の深刻化などから生産意欲の低下が懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・施設園芸(すいか、なす、きゅうり等)が盛んで、水稻については主食用米の他、飼料用稲の生産も行われている。今後も所得向上のため施設園芸を中心とした高収益作物の検討、生産に取り組む。

・地域内外から農地を利用する者を確保し、担い手への農地の集約化に配慮しつつ、農業を担う者への農地の再分配を進めることができるよう必要な圃場整備等を実施し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。

・鳥獣被害対策については、侵入防止柵の設置や収穫物をそのまま農地に放置しない等、地域全体で被害防止対策に取り組む。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	380.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	379.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
耕作が困難となった農地等、農地中間管理機構への預け入れを行い、担い手(認定農業者、認定新規就農者)や規模拡大意向のある農業者へ集積・集約化をしていくことを基本とする。
(2)農地中間管理機構の活用方針
関係機関と連携し、農地中間管理事業の活用による農地集積を推進する。
(3)基盤整備事業への取組方針
農地中間管理機構関連農地整備事業の活用について、農用地の大区画化・汎用化等のための基盤整備実施を担い手のニーズに応じて検討する。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
県、市、JAの関係機関と連携し、新規就農者をはじめ地域内外から多様な経営体を受け入れ、栽培技術や農業経営の指導、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開し、担い手を確保する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化や、遊休農地の発生防止を図るため、関係機関と連携し、農作業委託の活用についても検討していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害防止総合対策交付金等を活用し、農作物の被害防止を図る。